



市老連だより 12

令和 3 年 2 月 3 日

一 般 社 団 法 人
大阪府老人福祉施設連盟
施 設 長 各 位

一 般 社 団 法 人
大阪府老人福祉施設連盟
代 表 理 事 後 藤 静 男

施設従事者への新型コロナウイルスのワクチン接種、入所者と同時も可能に

時下、ますます、ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、既に周知のことと思われませんが、表題についてご報告いたします。

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を巡って、厚生労働省は1月28日に、高齢者施設の入所者に関する基本的な考え方などを通知で示し

ました。接種体制づくりの進め方について都道府県が市町村を支援するよう示し、関係団体にも協力を求めています。高齢者に次ぐ優先順位に位置付けられている施設従事者の接種時期については、一定の要件がそろえば「入所者と同じタイミングで従事者の接種を行うことも差し支えない」との見解を示しています。

予防接種の優先順位については、政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会が2020年12月23日、まず医療従事者等への接種、次に高齢者、その次に高齢者以外で基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者への接種をできるようにすることを示しています。

通知はこの内容を前提として、各市町村における高齢者施設(介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、生活支援ハウス)の入居者などへの接種体制構築に向けて、標準的な進め方などを示したものです。

「基本的な考え方」としては、▽予防接種は市町村と集合契約を締結した医療機関や医療の提供を行う介護保険施設で実施する▽高齢者施設入居者の接種場所は、直接ワクチンの配送を受け、接種を実施する「基本型接種施設」と、基本型接種施設から冷蔵でワクチンを移送して接種を実施する「サテライト型接種施設」、市町村が設置する設置会場に加えて、接種施設からの巡回接種により実施することもできる▽医療の提供を行う介護保険施設が、市町村と集合契約を締結した場合は「サテライト型接種施設」として接種を実施することができることなどを示しています。

施設の従事者については、別紙で考え方を整理。対象範囲は今後、同分科会で決定されるとしたものの、介護保険施設や居住系介護サービスで利用者に直接接する職員について職種を限定しない方向性であるとしています。また、医療機関と同一敷地内にある介護医療院、介護老人保健施設の従事者は、施設や医療機関の判断で、接種の順番が最優先される「医療従事者等」と見なすことができるなどとしています。

さらに、市町村と高齢者施設双方の体制が整っていて、入所者の日常的な健康管理を行う医師などが接種後の健康観察をすることができることなどを要件に、高齢者施設の職員への接種を入所者と同じタイミングで行うことも「差し支えない」と明示しています。

詳細資料については、下記 URL をご確認ください。

URL:<https://www.mhlw.go.jp/content/000730254.pdf>

【発信元】

一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟 事務局
〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町12-10
大阪市立社会福祉センター 311
T E L 06-6765-3611 F A X 06-6765-3612